

# 小平市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業のご案内

## 事業の概要

在宅生活を送っている医療的ケアが必要な重症心身障がい児等の健康の保持と、その家族の負担の軽減及び就労支援を図るため、自宅に看護師又は准看護師を派遣し、一定時間家族の代わりに医療的ケア等を行います。

**対象となる方** 以下の(1)と(2)のいずれにも該当し、かつ(3)(4)のいずれかに該当する方です。

- (1)小平市内に在住し、在宅で家族等による介護を受けて生活している 65 歳未満の方
  - (2)主治医の指示により、現在、訪問看護サービスを利用している方
  - (3)医療的なケアを必要とし、18 歳に達するまでに、身体障害者手帳 1 級または 2 級程度の身体障がい（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）があり、かつ、愛の手帳 1 度または 2 度程度の知的障がいの状態にある方
  - (4)日常生活を営むために、医療的なケアを必要とする 18 歳未満の障がい児
- ※対象となる医療的なケアについては、【表 1】を参照してください。

【表 1】 対象となる医療的ケア

1	人工呼吸器管理（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン、NIPPV、CPAP等を含む。）
2	気管内挿管又は気管切開
3	鼻咽頭エアウェイ
4	酸素吸入
5	1日当たり6回以上の吸引
6	ネブライザー（1日6回以上又は継続して使用している場合に限る。）の使用
7	中心静脈栄養（IVH）
8	経管（経鼻又は胃ろうを含む。）
9	腸ろう又は腸管栄養
10	継続する透析（腹膜灌流を含む。）
11	1日当たり3回以上の定期導尿又は人工膀胱
12	人工肛門

## 利用料金

世帯の課税状況・利用時間に応じて、【表 2】に規定する負担金が発生します。

【表 2】 1 回当たりの利用者負担金

利用者の属する世帯の 収入状況	利用者負担額					指示書 作成 ※
	1 回当たりの利用時間					
	2時間	2時間 30分	3時間	3時間 30分	4時間	
1 生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2 市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
3 利用者が18歳以上であって、市民税所得割の額が16万円未満の場合	370円	460円	550円	640円	740円	70円
4 利用者が18歳未満であって、市民税所得割の額が28万円未満の場合	180円	220円	270円	310円	360円	30円
5 1から4まで以外の場合	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円	300円

※指示書作成の利用者負担額は、市の助成（最大 3,000 円）を受けた後の額です。

### 利用時間

- 利用時間の上限は、1年度（4月～翌年3月）につき96時間までです。
- 1回につき、2時間から4時間までの30分単位で利用できます。
- 外出を伴う医療的ケアは行いません。

### サービス利用の手順

- ①利用対象に該当しているか確認してください。
- ②現在利用中の訪問看護事業者が、本事業の利用もできるか確認してください。
- ③事業の利用について、主治医及び訪問看護事業所から事前に承諾を得てください。
- ④利用申請（下記の書類を障がい者支援課へ提出してください）
- ⑤市から利用者に利用決定通知書を送付します。
- ⑥市から訪問看護事業者に、医師指示書の内容及び利用者負担額等の利用に係る情報の提供をします。
- ⑦利用決定通知書を訪問看護事業者に示し、サービスの利用希望日時を予約してください。
- ⑧利用日に訪問看護事業者へ利用者負担額をお支払いください。  
看護にかかる衛生用品等の実費相当分については利用者負担となります。
- ⑨利用に当たっては、毎年更新書類の提出が必要です。

### 申請書類

- ①小平市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用申請書兼医師指示書作成料助成申請書（様式第1号）
  - ②小平市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業医師指示書（様式第2号）
- ※②の作成料はお支払いの上、領収書を必ずもらってください。世帯の課税状況に応じて、最大で3,000円の助成があります。
- ※既に主治医が文書により訪問看護への医療的ケアの指示を行い、事業における医療的ケアの指示が併せて明記されている場合は、当該文書をもって②に代えることができます。

### お問い合わせ先

小平市健康福祉部障がい者支援課事業推進担当  
電話 042-346-9540  
メール syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp

